



生徒指導だより

誠意

市川市立第一中学校 令和5年度 第2号 令和5年4月24日(月)

第一中学校での「生活の心得」(校則)について

今年度、文言を変更した箇所があります。別添の「生活の心得」を文面の**ポップ体**の部分が変更となっておりますので、ご確認よろしくお願ひします。また、始業式では生徒に、以下の2点を話しました。

- ①髪の毛はきちんととめる。ノートをとるときに視界が遮られないようにすること。
- ②髪の毛を切ってもらうときは、全体がだいたい同じ長さになるように、また、眉毛は手が加わらないように自分からお願ひしておくこと。

「生活の心得」の文面は、ご家庭でもお子様と一緒にご確認いただけすると幸いです。

「生活の心得」の規定外の服装等をする場合は、保護者の方から事前にご相談ください。

生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要で校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

(文部科学省 生徒指導提要より一部抜粋)

第一中学校でも「生活の心得」(校則)はありますが、健康上の理由や、やむを得ない事情などがあり、どうしてもその通りにはいかない場合もあるかと思います。その場合、「生活の心得」の2- (7) にあるように、事前に学級担任に保護者の方からその事情をお話ししていただきますよう、よろしくお願ひします。

「生活の心得」についてご意見・ご質問をいたいたい内容について、回答します。

前年度、気温の高い時期に体操服と制服を併せて着用すると熱がこもり、熱中症のリスクが高まるので体操服登校を認めてほしいというご意見を複数いただきました。この件について、体操服を制服の下に必ず着用しなければならないということではありません。生活の心得2- (7) 「表に出さなければ、半袖体操服の代わりに白の無地Tシャツを着ても良い」の通り、体操服ではなく、暑さがしのげるような肌着を着用していただければと思います。その場合は、登校後、各学年にはあります更衣室で体操服に着替えて学校生活を送ることが可能です。学校全体で体操服登校を認めるかどうかについては、検討いたしましたが、制服の存在意義を重視し、そのような対応はしないこととしました。個別に何か事情などありましたら、担任までお申し出ください。

次に、ワイシャツの袖をまくることがどうしていけないのか、というご質問がありました。生活の心得2- (1) に、「制服の袖はまくらない」と記載がありますが、これは冬服のことを指しており、体温調節の観点から、長袖のワイシャツやブラウスの袖は、きれいに折りたたんでまくることは可能です。文面がわかりづらく、申し訳ございません。ただし、服装・身だしなみのきまりは、いつ、どこに行っても、誰に見られてもいいようにと定めております。ワイシャツやブラウスの袖をまくることは、ビジネスのマナーとしてはふさわしくありません。あくまで普段の生活の中でどうしても暑いときなどに行うこととして、お含みおきください。

他にももしご不明な点や疑問に感じられることがございましたら、学校までお問い合わせください。